

地方消費税率引上げ分の使途について(令和4年度決算)

消費税率の5%から10%への引上げによる地方消費税収は、地方税法に基づき、以下のとおり、社会保障施策に要する経費に充てています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障分)

23,783 千円

(歳出)

(単位:千円)

項目		決算額	財源			
			特定財源	一般財源	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	166,265	52,586	113,679	10,783	102,896
	老人福祉費	33,700	5,417	28,283	3,500	24,783
児童福祉費	保育所費	75,242	18,594	56,648	6,200	50,448
	子育て支援事業費	13,275	3,991	9,284	2,600	6,684
社会教育費	児童館・生涯学習施設費	10,428	5,296	5,132	700	4,432
合計		298,910	85,884	213,026	23,783	189,243